

持女給の變り名や番號を記してあるのもある。

一、二階に客室を持つ店では二階番とて何日かに一度當るやうになつてゐるが此區別なしに前項の場合を以て受持とし客の望みに委せて二階へ上げる所もあるがこれは弊害の最も甚しいものと云はれてゐる。

一、一般にコツク場から女給が受取つた飲物、料理等の代金は女給の責任となつてゐて、例令客が無錢又は強請の場合と雖も總て女給が帳場に支拂の責任があるのである、其爲め品目を列記した勘定書を出さない店では女給の中に勘定を誤魔化して人の良い顧客は餘分の拂ひをさせられることもあると云ふ。

一、出錢と稱して女給の出勤に對して一日につき參拾錢乃至五拾錢を徵收する店が相當あり、所謂チップを餘分に出す様な客の多い店程其額が多いと云ふことである。此出錢はコツクの所得となる店と店の雜費とする所があり、中には之を積立てゝ店員の園遊會等の費用に當てる店もある。

一、女給の貰つたチップの一割乃至一割五分を徵收する店もある。之を俗に頭刎と云つてゐる。

一、チップを全部帳場が集めて毎月一回乃至二回に女給總員に對して出勤日數に應じて等分に分配する店がある。此分配にコツクを加へる店もある。

一、月給制度の店ではチップは全部を帳場に集めて置いて、店の收入とはせざるも亦チップとして

分配もせず、年二季の賞與其他に當つて其店勤務者總員に他の名目で與へ、女給の品位の向上に努めてゐるものもある。斯くの如き店では客の志たるチップを拒む理由もなし、さりとてチップを貰つて、それが直ちに女給の收入となつたのでは、不知不識の間に人格の低下を招くから、呉れるものは貰つて置くやうにすれば、顧客に悪い感じも與へず、反つてチップを置く客の數（金額は別問題）に依つて女給の待遇の状態が分るパロメコター位に考へてゐるさうである。

一、一般に右の場合の外はチップは全部貰つた女給の收入となるのである。

一、コツク場から受取つた食器は破損、盜難等總て女給の負擔とする店あり。

一、エプロン、テーブル掛の洗濯代を女給に負擔させる店が、甚しきに至つてはコツクの割烹着までの洗濯代をも負擔させるものもある。

一、テーブル等の挿花を女給持ちと定めた店あり、斯くの如き店の女給は挿花を抜き取り御客の好みに任せて與へてゐるのが多い。

一、健實な店では女給の足止策として毎日チップの上り高に應じて強制貯金をさせる店あり。

一、又反対に衣服、裝身具の類を月賦等にて買取らせ多額の負債を作らして足止策とし、最後には多額の負債を理由に奈落の底に引き込むやうなことをする店もあると云ふことである。

一、衣裳は店主持ちとして毎月拾圓乃至拾五圓の損料を徵する店あり。

一、一般に女給の食費は店主持であるが食費を徴する店も相當にある。中には蒲團代まで徴収するところがある。

女給の種類と服装

女給の種別はカフェーの種類の項に於て略割然たる區別が見られることを述べたが、大體顔形、動作、言葉遣ひ等から見て上品なとか野卑なとかで品定めをされ、それが店相應な就職方をしてゐる。

さうして店主の方から云へば、學生向の女給とか、勤人向乃至商人向、イナセ向と云ひ、お客様からはライオン乃至ブランタン牛屋向きであると品評して大體似た様な批判を下してゐる。

又何か特殊な技能があると、やれダンサー女給だピアノ女給乃至文學女給と特殊な名をつけて持て囃され、中には右の外に代表的女給、クイーン、看板女給と云つたやうなものが雇はれてゐるのである。之れが又其店の抜くべからざる強味となつてゐる結果は店主としては勢ひ顔の美しい藝のある者を集める傾向となつて、甚だしい店では藝妓や半玉等を年期で抱へたり、女優や一般の遊藝人を女給に仕立てゝゐるものもあると云ふ現状となつた。

更に女給を收入に依つて區別すれば其大部分はチップに依つて其全部の收入としてゐるものと、少額の手當を受けて其上にチップを貰つてゐる者とが大部分であつて、月給、年期は特殊なものである。

女給の服装は華かな模様の錦紗やモスを着て、髪は七三が耳隠し、履物は歩厚いフエルト草履をバ

タ／＼と引摺つて歩く。純白のエプロンはホンの申譯に小型のものを胸につけ背で大きく蝶形に結んでゐるが、一般に帶は着物に比較してズット落ちたものを用ひてゐる、さうして全部を通じて羽織を着るものは一人もない。

桜狩り、紅葉狩り、さては納涼デー等の場合には女給全部が揃ひの衣裳を着せられ、髪形から履物まで同じくして其催しに想應しい氣分を漂はしてゐる。

大正十五年三月二十八日印刷
大正十五年三月三十一日發行

中央職業紹介事務局

電話牛込三五九番

東京市京橋區北旗町九番地
印 刷 人 西 脇 嘉 市

東京市京橋區北旗町八番地
印 刷 所 一 成 社 印 刷 所
電 話 京 橋 八 一 三 番

28